

『マイナンバー制度のご案内』

マイナンバー制度の取扱いにより、マイナンバーのご提示をお願いしております。お客様のご理解・ご協力をお願い致します。

弊社では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、税分野での行政手続き(法定調書や非課税制度ご利用のための申告書などへの記載等)のため、お客様にマイナンバー(個人番号、法人番号)の告知・提供をお願いしております。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

マイナンバーの確認が必要となる主なお手続き

【 個人の場合 】	【 法人・団体の場合 】
① 証券口座の開設、および、特定口座の開設	① 証券口座の開設
② 非課税口座の開設	② 非課税法人のお客様からのお取引申込み時
③ マル優制度利用の申込	③ 名称、所在地等の変更時
④ 氏名、住所、マイナンバー等の変更時	

*上記以外のお取引にも、法令で定められたお取引にマイナンバーの提示をお願いさせていただくことがあります。

マイナンバー確認のため、ご提示いただく書類

【 個人の場合 】 12 桁	【 法人・団体の場合 】 13 桁
個人番号が記載された以下のいずれかの書類をご提示ください ○ 個人番号カード ○ 住民票の写し ○ 住民票記載事項証明書 ○ 通知カード(現在の氏名、住所等が正しく記載されたものに限ります)	法人番号が記載された次の書類をご提示下さい ○ 法人番号指定通知書など

+

+

運転免許証など顔写真付の本人確認書類を合わせてご提示ください。 *個人番号カードをご提示いただいた場合、その他の本人確認書類のご提示は不要です。	法人番号を提示していただく他にも、確認書類が必要となる場合があります。 *法人代表者、および、取引担当者のマイナンバー(個人番号)は不要です。
---	--

(注) 代理人の方が手続きをされる場合は、①代理権の確認(法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状)、②代理人の身元確認(代理人の本人確認書類)、③ご本人の個人番号確認書類 の3つを確認させていただきます。

◎ 法令で定められた手続き以外に、個人番号を利用することはありません。

犯罪収益移転防止法の改正により、 お取引時確認として、以下の項目についての 確認をお願いしております。 ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」といいます。）により、以下のとおりお客様のお取引時確認をさせていただいております。また、お客様の「氏名、住所、生年月日」の確認に加え、「取引目的、職業等、外国 PEPs 該当の有無」を確認させていただいております。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お取引時確認(ご本人確認等をさせていただく事項)

「証券口座開設のお申込み時」

【個人の場合】	【法人・団体の場合】
「氏名、住所、生年月日」の確認	法人の「名称、本店、または、主たる事務所の所在地」の確認

+

+

「取引を行う目的、職業」の確認に加え、「外国 PEPs 該当の有無」を確認させていただいております。 (注) 代理人の方が手続きをされる場合は、手続きをされる方の氏名、住所、生年月日とあわせて、委任状、または、住民票謄本・戸籍謄本など、ご本人のために取引を行うことの確認をさせていただいております。	「取引を行う目的、事業内容、 <u>実質的支配者</u> のほか、法人のために手続きを行う方の <u>本人特定事項</u> の確認に加え、代表権限のある方から、書面により、取引の任にあたることの確認」をさせていただいております。
--	--

<外国 PEPs >

外国の政府等において、重要な地位・要職にある、または、あつた方とご家族についての確認をお願いしております。

<実質的支配者 >

範囲の変更により、「法人の事業活動に支配的な影響力を持つ自然人」にまで遡り、確認をお願いしております。

詳細は、担当者、または、取引店へお尋ねください。

※上記以外のお取引時にも、お取引時確認をさせて頂く場合があります。

※特定の国に居住または所在されている方などには、「資産および収入」の状況を確認させて頂く場合があります。

⑨ お取引時確認が出来ない場合は、お取引をお受けできない場合がございます。



八十二証券